

# 第10回八街市農業委員会総会

平成25年10月21日  
八街市農業委員会

## 平成25年第10回農業委員会総会

平成25年10月21日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央  | 8. 鈴木勝雄   | 15. 井口政直  |
| 2. 長谷川英雄 | 9. 岩品要助   | 16. 中川利夫  |
| 3. 武藤 功  | 10. 栗原十三男 | 17. 井野 基  |
| 4. 宮部 操  | 11. 関口芳秀  | 18. 石井とよ子 |
| 5. 赤地達雄  | 12. 小山優一  | 19. 関端 旭  |
| 6. 内藤富夫  | 13. 飛田育男  | 20. 菅野喜男  |
| 7. 林 和弘  | 14. 瀬山哲信  | 21. 三須裕司  |
|          |           | 22. 川野 繁  |

### 2. 欠席者

なし

### 3. 事務局

|      |      |     |      |
|------|------|-----|------|
| 事務局長 | 麻生和敏 | 主査補 | 森 政幸 |
| 主査   | 菅沼邦夫 | 副主査 | 浅井久子 |

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第5条）
- 議案第5号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について

### 5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について
- 報告第2号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

## ○麻生事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

## ○川野会長

平成25年度第10回の総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

こここのところの天候不順により、畑の水が引かないうちに、引き続いて台風27号が来るような予報が出ておりますが、とにかく上陸しないことを願っておるところでございます。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、4条、5条、本体で13件、農地公売買受適格者証明の交付1件、軽微な農地改良事業適合証明の交付1件、農用地利用集積計画の承認2件、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届け出1件、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知1件、合わせまして総件数で19件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。

ただいまの出席人員は22名で、したがって、この総会は成立いたしました。

傍聴人の方に申し上げます。八街市農業委員会総会規則第15条の規定により、傍聴人は、議場における発言、可否の表明、その他騒ぎ立てるような行為はできないことになっております。もし議長の指示に従わない場合は退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。麻生局長、お願いします。

## ○麻生事務局長

それでは、会務報告をいたします。

9月26日木曜日、午前10時から転用事実確認、現地調査を実施いたしまして、担当委員、鈴木部長、武藤委員、石井委員出席のもと実施いたしました。

10月4日金曜日、午後1時30分から転用事実確認、現地調査及び農地パトロールを実施いたしました。担当委員は、三須副会長、宮部委員、菅野委員出席のもと実施をいたしました。

10月16日水曜日、午後1時30分から部会現地調査及び転用事実確認調査を実施いたしました。担当委員は、三須副会長、鈴木部長、関口副部長、栗原委員、菅野委員、井野委員、赤地委員出席のもと実施をいたしました。

10月17日木曜日、午後1時30分からブロック別農業委員研修会がふれあいプラザさかえで開催されまして、川野会長以下13名が出席しております。事務局からは、私以下2名、合計で3名が出席いたしました。

10月18日金曜日、午後1時30分から部会面接調査を第1会議室において開催いたしました。担当委員は、三須副会長、鈴木部長、関口副部長、栗原委員、菅野委員、井野委員、赤地委員出席のもと実施いたしました。

10月21日、本日ですが、午後2時半から運営委員会を会長室において開催いたしました。川野会長、三須副会長、鈴木部長、関端部長、中川副部長、関口副部長、林副部長、森副部長出席のもと開催いたしました。議題につきましては、農業委員の視察研修についてでございます。その結果につきましては、農業委員の視察研修は来年1月27日、28日に実施するとい

うことで決定しております。場所については伊豆方面といったことになっておりますが、確定いたしましたら後日また通知をいたします。

以上で会務報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○川野会長

異議なしということでございますので、こちらからご指名申し上げます。

議席番号13番の飛田委員、14番の瀬山委員にお願いをいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

#### ○菅沼主査

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買。所在、文違字文違野。地目、畑。面積、248平方メートル。権利者事由、所有農地への進入路として確保したい。義務者事由、権利者の要望により売却する。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、中川委員、お願いいたします。

#### ○中川委員

それでは、議案第1号1番の農地法第3条申請に関わる調査結果について報告いたします。

当該申請は、申請地の奥に権利者の営農の農地があり、現在、進入路を義務者から借り受けている状況であります。将来的なことを考え、進入路を取得して確保したいということであり、申請地は市役所より北へ約2キロメートル、位置はジャスコ西側駐車場前、境界は石杭によって入っております。現況は畑、進入路は現状そのままです。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、軽トラ1台、耕運機1台です。労働力は権利者と奥さんの2名で、常時雇用者はいません。年間農作業従事日数について、権利者は会社員と兼業でありますので年間60日で、奥さんが主に農作業をしております、年間150日です。また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。現在有する農地は全て効率的に耕作しており、また申請地についても既に権利者により耕作されております。過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。その他参考になる事項として、営農計画は耕作道と残地には落花生を作付する予定で

あり、通作距離は自宅から約150メートル、徒歩で約2分であります。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

#### ○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の1番、2番を議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

#### ○森主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字中土手。地目、畑。面積、2,871平方メートルのうち2,379.36平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たい。農地の区分は、10ヘクタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から、第1種農地と判断されます。

番号2、所在、八街字神林。地目、畑。面積、1,545平方メートルのうち458.70平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、経営農地の一部を体験農園として開設しており、開設当時に駐車場として一時転用していた当該申請地について、農園の利用者が増加し、今後も駐車場として必要なため、当該申請地を駐車場として恒久転用し、継続して利用したい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、瀬山委員、お願いいたします。

#### ○瀬山委員

議案第2号、番号1、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅より南へ約4キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地の区分は、事務指針31ページ、②の㊦の(エ)に該当する第1種農地ですが、土地所有者が実施する太陽光発電施設用地ということなので、許可することが可能と判断しました。資金は自己資金と借入金にて賄う計画です。被害防除計画は、北側に権利者所有の畑がありますが、申請地の方が若干低いため雨水の流出はないものと思われます。日照、通風については、太陽パネルの高さが2メートルぐらいですので問題ないと思われます。雨水は敷地内の自然浸透です。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われます。

以上、調査報告を終わります。

#### ○川野会長

続いて、2番、栗原委員、お願いいたします。

#### ○栗原委員

議案第2号2番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から西へ約5.5キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページ、⑤の㊦に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということですが、申請面積は458.7平方メートルであり、面積妥当だと思われます。資金につきましては、体験農園駐車場として一時転用で使用していたもので、整備済みにつき必要ありません。申請地には小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。また、周囲は市道及び未耕作地で囲まれており、近隣農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題がないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

ないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

### ○川野会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番を議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

### ○森主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買。所在、八街字新道。地目、畑。面積、235平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積934平方メートル。転用目的、貸資材置場用地。転用事由、現在、申請地の隣接地で地盤改良工事業を営む会社の役員をしているが、既存の敷地が狭いため拡張したく、また周辺の雨水冠水対策に必要な資材を置いて周辺地域に貢献したいため、当該申請地を資材置場として整備し、会社に貸し付けたい。農地の区分は、10ヘクタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から、第1種農地と判断されます。

番号2、区分、売買。所在、文違字文違野。地目、畑。面積、2,215平方メートルのうち830.86平方メートル。転用目的、建て売り分譲住宅3棟用地。転用事由、建て売り分譲住宅3棟の建築販売。農地の区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地の理由から、第2種農地と判断されます。

番号3、区分、売買。所在、朝日字竹里。地目、畑。面積、284平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積985平方メートル。転用目的、宅地分譲3区画用地。転用事由、宅地分譲3区画の造成、販売。農地の区分は、第1種住居地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

番号4、区分、売買。所在、八街字南側。地目、畑。面積、264平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、家族4人でアパートに居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築したい。農地の区分は、第1種住居地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

番号5、区分、売買。所在、八街字佐倉道。地目、畑。面積、1,942平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、土木建築業を営んでいるが、既存の資材置場は借地であり、事情により返還することになったため、当該申請地を新たな資材置場として利用したい。農地の区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号6、区分、賃貸借。所在、八街字松島。地目、畑。面積、5,567平方メートルのうち5,037.20平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万515平方メートルのうち9,985.20平方メートル。転用目的、店舗用地。転用事由、現在、衣料品小売業を営んでいるが、商業施設には好条件である当該申請地に新店舗を出店し、経営規模の拡大

を図りたい。農地の区分は、10ヘクタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から、第1種農地と判断されます。

なお、本案件は、1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨を意見に付することが妥当と思われます。

番号7、区分、売買。所在、東吉田字二塚。地目、畑。面積、142平方メートルほか7筆、計8筆の合計面積2,464.63平方メートル。転用目的、建て売り分譲住宅6棟用地。転用事由、建て売り分譲住宅6棟の建築、販売。農地の区分は、10ヘクタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から、第1種農地と判断されます。

なお、本案件は、1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨を意見に付することが妥当と思われます。

以上です。

#### ○川野会長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、鈴木部長、お願いいたします。

#### ○鈴木部長

1番の案件を報告いたします。

立地基準ですけれども、市役所から北へ約5キロメートル、市道に接続されております。農地の区分ですが、第1種農地でありますけれども、既存施設がありまして、その拡張ということで、何ら問題ないと思います。資金計画ですけれども、自己資金及び借入金で行う。事業計画の中で、敷地は整地し、鉄板敷きで、一部砂利敷きだそうです。周辺農地への影響は、隣接地は、若干道路側に傾斜していますので、雨水等の問題はないと思います。その他に、土地改良区の受益地になっていまして、配管が埋設されていますけれども、これも事業者と地主で迂回埋設するというので合意されています。それらの点から、何ら問題ないと思います。

以上、報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、2番、中川委員、お願いいたします。

#### ○中川委員

それでは、議案第3号2番の調査報告をいたします。

申請地は市役所より北へ約2.5キロメートルに位置し、進入路は公衆用道路により確保されております。農地区分は、第2種農地と判断、代替性はないと思います。

一般基準ですが、計画面積は830.86平方メートル。資金は借入金。申請地には小作人等権利移転に対して支障になるものはありません。造成計画は埋め立てはないとのことです。給水は市営水道、雨水は宅地内に浸透枡を設置し、宅内処理、雑排水、汚水は浄化槽を設置し、浸透枡を設置し、宅内処理する。被害防除対策は、隣接農地との境部分に土留め、ブロック等

を設置し、土砂等の流出を防止する。また、隣接の方も了解しているとのことで、特に問題ないと思います。

以上、報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、3番、小山委員、お願いいたします。

#### ○小山委員

議案第3号3番、調査報告を申し上げます。

申請地は市役所より東に1キロメートルに位置し、市道に接しております。資金は自己資金。農地性ですが、第3種農地と判断しました。隣接する農地はありません。被害防除ですが、ブロック積みで土砂の流出を防ぎます。用水は公営水道、雨水は浸透枳、汚水、雑排水は公営下水道にて処理します。これらのことから、特に問題はないと思います。

以上です。

#### ○川野会長

次に、4番、5番、宮部委員にお願いいたします。

#### ○宮部委員

それでは、議案第3号4番について調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、JR八街駅より南へ約1キロメートルに位置し、公衆道路に接道し、進入路は確保されております。農地性ですが、住宅地が隣接する用途地域内であるため、事務指針28ページ④の⑥の(ウ)に該当する第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、申請地は一戸建ての住宅用地ということであり、264平方メートルが申請されております。このうち建築床面積は119.45平方メートルとなっております。資金につきましては、自己資金及び借入金で賄うということであります。また、周辺農地への影響ですが、申請地の東側は住宅地となっており、その他の周辺は譲渡人の所有の農地です。雨水につきましては敷地内処理をし、雑排水は公共下水道を利用し、上水道については公共水道を利用するという事です。許可時に周囲にブロック2、3段を積み、周辺への雨水、土砂等の流出を防止するという事です。また、申請地は小作人等の支障となるものはありません。

以上、調査の結果、立地基準、一般基準とも、本案件は問題ないものと思われま。

以上で調査報告を終わります。

続いて、議案第3号5番について調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より西約1.5キロメートルに位置し、既存の公衆道路に接道し、進入路は確保されております。農地性ですが、申請地は農用地区域内にある農地以外の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで、29ページ⑤、(a)、⑥に該当する第2種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、申請地は資材置場ということであり、1,942平方メートル申請されております。資金につきましては、自己資金で賄うということです。この土地の必要性ですが、

現在使用中の置場は千葉市仁戸名にあります。使用面積600平方メートル使っておりますが、市の道路計画で買収され、残りが敷地面積274平方メートルとなっております。また、その現在の土地所有者が当該地を販売に出しており、退去要求されております。今回の申請地は、今後、業務拡大のエリア付近にあり、土地の広さ、コスト等を考慮し、最適地ということで八街で判断したということです。周辺農地への影響ですが、2段コンクリートブロックを設置し、土砂流出を防ぎ、通風への影響を考慮し、ネットフェンスを設置するということです。用水につきましては、雨水のみなので敷地内浸透処理をします。また、申請地は小作人等の支障となるものではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、6番、武藤委員、お願いいたします。

#### ○武藤委員

議案第3号6番について調査報告をいたします。

申請地はJR八街駅より南西へ1.5キロメートル、主要地方道千葉八街横芝線に面しております。農地区分は、事務指針31ページ、②の㊦の(エ)に該当するため、第1種農地と判断いたしました。自己資金にて賄い、借期間は20年間です。この土地の周辺は、量販店舗、そして飲食店等の商業施設がオープンしている状態で、大きな駐車場が確保でき、好条件としてこの土地を選びました。9,985.20平方メートルのうち、店舗、平家2,969平方メートル、駐車場約200台、新設の防火水槽40平方メートル、約40トン、雨水貯留槽2カ所、635.78平方メートル、緑地帯8カ所、359.46平方メートル、周囲にはブロック2、3段を囲い、隣接地の雨水及び土砂等の流出は防止いたします。汚水、雑排水は合併浄化槽にて20ppmに濃度調整し、放流します。雨水は一部浸透、貯留槽にて調整し、東側の赤道の側溝へ放流、公共水道を利用いたします。隣接農業者の所有者には、土地所有者が内容を説明し、理解していただき、万全な施工をしていただきたいということでした。関係者には十分理解していただき、また開発行爲に添付する施行同意書もいただきました。

よって、何ら問題がないと思ひます。以上、調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、7番、井口委員、お願いいたします。

#### ○井口委員

議案第3号7番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から南へ約3.5キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、10ヘクタール以上の農地の広がりが見られるため、第1種農地に該当することを確認しました。しかし、土地利用目的が住宅販売であるということから、事務指針31ページの㊦の(エ)に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は建て売り分譲住宅6棟の用地ということですが、申請面積は2,464.63平方メートルであり、住宅棟数との関係においても面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画になっております。申請地には小作人等の支障となるものはなく、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、用水は公営水道、汚水、雑排水は合併浄化槽、雨水は宅内浸透の計画です。周囲にはブロック等を設け、隣接農地への雨水等の流出を防止するとのことです。また、本事業は開発行為による事業です。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま  
以上で調査報告を終わります。

**○川野会長**

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

質疑ないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたしま  
す。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。  
次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。  
次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。  
次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。  
次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。  
次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号8番、9番、10番について議題といたします。

この案件は、部会案件ですので、農地部会第2班、担当していただきました班長の関口副部長から報告をお願いいたします。

○関口副部長

議案第3号8番について発表いたします。

この案件は、農地部会第2班が担当いたしました。

区分、売買。所在、榎戸字小富。地目、畑。面積、1,732平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、個人で建築業を営んでいるが、事業拡大に伴い資材置場が必要になったため、当該申請地を資材置場として利用したい。

面接結果を発表いたします。

調査委員、農地部会第2班、副会長、農地部長、地区担当委員、事務局、森、宮内さんに出席いただきました。調査日及び場所は、平成25年10月18日金曜日、八街市役所第1会議室。権利者の主な事業内容は、建築型枠作業を営んでおります。義務者が申請農地を手放す理由は、義務者の母親が認知症になり、義務者本人も現在けがをし、また病気を持っておるので農業ができないということです。事業の概要、年商は5,000万円、従業員数8名、保有車両3台、ほかに社用車3台。事業計画について、土地利用計画は資材置場用地。申請地選定理由、今まで船橋市を拠点にしておりましたが、今後、八街、山武市の仕事が増加する見込みなので選定しました。必要性、現在、資材置場を持っていないので必要としております。既存施設についてはございません。造成及び排水処理計画について、造成工事内容、進入路等は砕石敷き、周囲は番線で囲むそうです。排水処理計画、宅内に遊水池を設ける。資金計画については自己資金。隣接農地に対する同意状況及び被害防除策について、同意状況は同意をいただいております。被害防除策、素掘りの水路で遊水池へ導きます。資材置場以外に利用しない旨の確約書については、確認了承済みです。その他の確認事項については、資材建設用のトラックはリースするそうです。位置指定道路なので近所への配慮は今後行うということで、資材置場の管理は、近場の人へ依頼するそうです。今後、成田市内の仕事を受注約束しているとのことです。

以上のことから、農地部会第2班としては、許可相当と判断いたしました。

以上です。

続きまして、9番、10番を発表いたします。

区分、売買。所在、小谷流字中向。地目、畑。面積、3,471平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、木材の伐採、リサイクル及び加工販売業を営む会社の役員をしているが、規模拡大により伐採した丸太の選別や乾燥させる置場が不足しているため、当該申請地を取得し、資材置場として会社に貸し付けたい。

10番も関連しておりますので一緒に一括報告いたします。

区分、売買。小谷流字中向。地目、畑。面積、4,958平方メートル。転用目的、貸資材置場用地。以下同じでございます。

では、面接報告をいたします。

借受人の主な事業内容、林業、木材加工業、樹木の伐採等を行っております。9番の義務者が申請農地を手放す理由は、高齢のため農地の管理ができなくなったから、同じく10番の義務者は、母親の介護で畑仕事ができないということでございます。会社の概要、資本金1,000万円、年商約18億円、従業員93名、保有車両175台、社用車が15台、うちトラック2トン、4トンまで70台、重機が90台だそうです。事業計画、土地利用計画、貸資材置場用地。申請地選定理由、周囲を権利者が所有しており、その中に平らな畑が売りに出たので、平らで木材を置くのに最適として購入する予定です。必要性としては、国有林を3万平方メートルの伐採を請け負うことによって木材置場が不足しておるので、これを利用したいと思います。既存施設についてはございません。木材置場がないので購入する目的。造成及び排水処理計画について、造成工事内容、進入路はまず鉄板または砕石敷き、その他は必要なければ整地のみ、鎮圧のみです。排水処理計画、自然浸透、雨水のみです。資金計画は自己資金。隣接農地に対する同意状況、被害防除策について、周囲全部自分の山林ですので隣接農地なし。その他確認事項について、木材を選別、乾燥した後、市場に出荷、その他はパルプ材として利用する。国有林、県有林、民有林の伐採の需要は今後永続的にあると見込んで始めました。間伐ではなく全伐を行うそうです。戦後に植林をした杉を中心に伐採する時期が来たということでございます。周囲に所有している山林はそのまま、防音壁として利用したいそうです。

以上のことから、農地部会第2班は、許可相当と判断いたしました。

以上です。

#### ○川野会長

班長の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

ないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号8番について、班長報告は許可相当でございますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

班長報告どおり、8番については許可相当で決定いたします。

次に、9番について、班長報告は許可相当でございます。賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、10番についての班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第5条）を議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

#### ○森主査補

それでは、議案第4号、農地公売買受適格者証明の交付についてご説明いたします。

番号1、所在八街字平沢。地目、畑。面積、6,511平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積6,876平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たい。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりました。

#### ○川野会長

1番については私の担当でございますので、私から報告いたします。

議案第4号1番について調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から南東へ約2.3キロメートルに位置し、県道千葉八街横芝線に面しております。進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小規模の生産性の低い農地であり、事務指針29ページの⑤の⑥に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地で、申請面積約6,876平方メートルは面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金で賄う計画となっております。次に、隣接に対する被害防除計画ですが、周囲にブロックを施工し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。用水、生活排水はなし、雨水については敷地内に自然浸透となっております。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

**○川野会長**

調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。  
なお、事務局から今後の事務の説明をお願いいたします。森主査補、お願いいたします。

**○森主査補**

ただいまご審議いただきました議案第4号の案件についてですが、今後、農地法第5条の規定に基づく本申請が提出された場合、申請内容が今回と相違ない場合は、総会に諮らず、会長専決による許可相当の意見としてよろしいか、ご審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○川野会長**

今、事務局から説明がありましたとおり、今後の事務処理について、変更がなければ会長専決でよろしいかをお願いいたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、変更がなければ会長専決で今後の事務処理を行いますので、よろしく願いいたします。

では、会議中ではありますが、10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後4時29分

再開 午後4時40分

**○川野会長**

それでは、会議を再開いたします。  
次に、議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題といたします。  
事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

**○森主査補**

それでは、議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてご説明いたします。  
番号1、所在勢田字込。地目、畑。面積、1,431平方メートル。目的、軽微な農地改良。  
工事期間、平成25年10月22日から平成26年1月21日までです。

以上です。

**○川野会長**

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。1番、赤地委員、お願いいたします。

**○赤地委員**

では、現地調査報告をいたします。

関係土地の状況及び現在の耕作状況であります。現在は耕作しておりません。作業効率を上げるための農地の農地改良です。現在の表土の性質及び搬入土の性質は、現在の表土は赤土、黒土です。搬入土は赤土、黒土のブレンドとのことです。平均盛り高は10センチから52センチとのことです。隣接農地への影響及び被害防除は、隣接地に説明するそうです。

以上で報告を終わります。

**○川野会長**

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

ないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

**○菅沼主査**

それでは、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

なお、本件につきましては、平成25年10月16日付で八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在八街字畑ノ井。地目、畑。面積、8,016平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1万8,695平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は6年1カ月、再設定です。

番号2、所在八街字松林。地目、畑。面積、1万7,879平方メートルのうち1万6,579平方メートル。利用権の種類は使用貸借、期間は4年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から2までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

**○川野会長**

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第6号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。  
次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については承認することに決定いたします。  
次に、報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届け出について、  
森主査補、お願いいたします。

**○森主査補**

それでは、報告第1号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届け出につ  
いてご説明いたします。

所在八街字樹形。地目、畑。面積、286平方メートル。事業内容、北総中央農業水利事業  
による末端加圧機場として利用する。これは国による事業であります。

以上です。

**○川野会長**

これは報告事項なので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願  
います。菅沼主査、お願いいたします。

**○菅沼主査**

報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご報告いたします。

番号1、所在八街字畑ノ井。地目、畑。面積、8,016平方メートルほか3筆、計4筆の  
合計面積1万8,695平方メートル。合意の成立日、平成25年9月30日。土地引き渡し  
時期、平成25年9月30日。

以上です。

**○川野会長**

これは報告事項なので、事務局の説明をもってご承諾願います。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

○麻生事務局長

閉会を宣す。（午後4時47分）

議事録署名人

議 長

1 3 番

1 4 番